慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	Karl von Rotteckの政治思想 : die Konstitutionに視點を据えて
Sub Title	The political thought of Karl von Rotteck
Author	多田, 眞鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1956
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.29, No.4 (1956. 4) ,p.42- 58
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論說
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=ANAN00224504-19560415-0042

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Karl von Rotteck の政治思想

―― Die Konstitution に視點を据えて ――

多田眞鋤

一、序　説
二、ロテックの生涯
三、ロテックの立憲思想
四、三月革命前期（Vormärz）とロテックの政治思想

一、序　説

Friedrich Christoph Dahlmann から深甚な精神的影響をうけ、プロイセン學派の主たる目標であつた歴史と政治の融合を、最も完全に實現したといわれる Heinrich von Treitschke は、その「ダールマン論」[1]において、ロテックとダールマンを對比して次のように兩者の性格を指摘している。

すなわち、「ダールマンの Politik のうちに展開されている歴史觀を把捉することは困難なことではあるが、多くの問題に關して彼は、ロテックの理念の感化のもとに依然としてたつている。ロテックに對してダールマンは、黨派的判斷をしばしば混淆することによつて正反對な存在である。兩者はその短所も長所も正反對であるが、その類似點は實に信念に忠實な

ことである。一方は比較しえない位に活動的な政黨人であり、その理論は常に日常闘爭と表裏一體になつていたことは認めざるを得ないし、ダールマンは、國家的問題のすべてを等閑に附してしまう當時の曲學阿世の徒に對する不倶戴天の存在であつた。ロテックは Josephiner であり、ダールマンは Protestant であつて、個々の要求において兩者は一致しているのであるが、その本質の核心において、ロテックが急進的であるのに對照して、ダールマンは保守的である。ダールマンは歴史の敬虔な信奉者であり、ロテックは、歴史法學派の反對者であつて、誠實な理性法の使徒であつたのである。」と、トライチュケは、ダールマンとロテックの相違を簡明に述べている。さきに『「三月革命前期（Vormärz）」における獨逸自由主義思想に關する一考察』[2]と題した拙稿において、Vormärz の史的背景と、ダールマンの自由主義思想について述べてみた。すなわち、ダールマンの自由主義思想が、フォン・ベロウの指摘するごとく、「歴史法學派の原理の信奉と、政治的自發性、政治的變通の才能との調和一致」であり、一方において、ドイツ・ローマンティークの國家至上主義に傾き、他方、個人主義的傾向のアンチノミーな思想の二重構造的存在なのであるが、このアンチノミーな性格こそ、三月前期の自由主義が「Deutscher」Liberalismus として展開した事實に對應したものであることを指摘してみた。換言するならば、國家的政治的統一（Politische Einheit）が主たる中心的價値であり、他の社會的價値——Politische Freiheit すらも——は、附隨的、副次的價値であつた社會的實情に照應したのであるといえよう。

Fremdherrschaft からの自由を、スローガンとして、「國民國家、すなわち、活潑な政治的共同感情を持つ國民を包含するもの」[3]を目標とした解放戰爭も、その所期の目的を果しえず、君侯解放戰爭（Fürstenfreiheitskrieg）[4]の意義を派生しえたにすぎなかつた。

ウィーン會議後の Deutscher-Bund も、國民的基盤からはるかに遊離した Bundes-Versammlung を成立せしめたにすぎなかつた。

すなわち、本來そのモチーフとして球心的傾向にすすむべき國民主義、自由主義の運動とは離反して、ドイツ連邦には元首はなく、各ラントの自主決定權が確立して、遠心的、多元分立的方向を辿る情勢となつた。

ドイツ全邦を總體的に考察するときは、政治的統一という主目標のために、保守主義、ローマン主義、自由主義の、本來異質的であるべき思想の流れが、大同團結を餘儀なくせしめられ、矛盾を內包しつつ同一步調をとつたといえるのである。これらの思潮の多樣性を、結合させる紐帶をなしたのは、ナショナリズムであつたことは論ずるまでもない。

しかし、この傾向は、巨視的觀點から平板化していえることであつて、自由主義派のイデオローグのすべてが、そうであつたのではない。特にプロイセンに比較して、西南ドイツの各邦では、これらの傾向に對するクリティカーも少數ながら存在していたのである。

プロイセン、オーストリアを中心とした東部ドイツは、三月前期においても、いわゆる階統性（Hierarchie）は依然として嚴存し、產業構造においても、プロイセン、ザクセン、シュレジーン地方は、マニファクチュア生產樣式が停滯して近代化せられず、ユンカーヘルシャフトの經濟樣式が採用されてグーツヘルシャフトが改善されたとはいうものの、半中世的、前近代的形態に停滯していたのである。

この東北部地方に比較して、バーデン、ヘッセン、ヴュルテンベルグ等の西南部地方では、ナポレオン支配の副產物として、早くから近代化せられ、毛織物、機械、製鐵業等の產業部門が、近代資本主義のパターンによつて經營せられ、メーリングも指摘しているように「東ドイツの工業的中心地は、未だ多少とも封建的泥沼の中にあつたが、それに反して西ドイツの工業的中心點は殆んど近代ブルジョア社會の高度に到達していた。」[5]のである。さらにこの經濟情勢とともに、バーデン、ヴュルテンベルグ、ヘッセン等においては、一八一八年、一九年、二〇年にわたつて自由主義的立憲主義が制度化されつつあつた社會的背景が存在していた。

かかる對照的な基盤社會においては、その上部構造としての社會思潮、政治思潮もおのずから異質性を帶びることは容易に理解できるところである。前稿において取扱つたダールマンが、いわば北ドイツ地方の自由主義的イデオローグとみるならば、當稿において取上げるカール・フォン・ロテックは、西南ドイツのリベラリズムのイデオローグである。

グーチも「ロテックは、一世紀以上も南ドイツの歴史及び政治の指導者であつた」[6]と稱している。

當稿は、筆者の志向している「近代獨逸政治思想史研究」の一環として取上げ、更に附言するならば、前稿のダールマンの政治思想考と併行して、いわゆる Vormärz の背景における西南部地方のイデオローグとしてロテックの政治思想を考察してみようと思う。

フランス革命、ナポレオン支配、および一八四八年革命前期のドイツの國情は、政治體制が複雜多岐であるのみならず、思想史的視點から照明をあててみようとすると、頗る錯雜紛糾しているので、その理解は著しく困難である。

例えば、ダールマン、マッテイ（K. Mathy）、ヴェルケル（K. Welcker）、ゲルヴィヌス（G. Gervinus）、ロテック等々と擧げてみても、その思想傾向は、必ずしも同一方向を指しているのではなく、さらに、それらのイデオローグを支持する社會階層も異質的であり[7]、かつまた、各々の思想に影響を與えている精神的環境も相違しているからである。

これらの學派的多樣性の經緯を明瞭ならしめるための段階として、まず個々の思想に直接に觸れ、その素材を基として學派的經緯の問題に接近する作業にとりかかつてみたい。

ロテックの「立憲論」は、Karl Theodor Welcker との編著「Supplemente zur ersten Auflage des Staats-Lexikons oder der Encyklopädie der Staatswissenschaften, 1847」[8]のうちに收錄されている。この Staats-Lexikon に關しては、シュティミング（Manfred Stimming）は「三月革命前期の自由主義者たちの見解や、目的に方向を與えたものとしては、他の優れた主張者たちの文書のほかに、ロテックとヴェルケルの著わした Staatslexikon が最も偉大な業績であり、意義

あるものであつた。[9]」といつている。このStaats-Lexikonの要旨は「憲法により制限される王權。國民の權利を保證し、國民のうちの最高の階層から選出されるべき國會。裁判官の身分の獨立性。國家の行政權は、個人の自由に屬する領域以外の範圍に制限されるべきこと。官僚政治を排して自治權を擴大すること。身分上の特權の廢止と萬人の法の前の平等の原則を確立すること。[10]」というような政治的自由主義の要求が內容として織りこまれているものである。

一八四八年三月革命に至るまでの期間は、繰返し述べたごとく、東西兩地方の程度の差はあるとはいうものの、ヒエラルヒッシュな基盤社會の構成が嚴存し、「身分社會（Standesgesellschaft）における社會關係は最上層におけるそれを典型として、それに倣つて下層身分の社會關係が形成されるのを常とし、從つて意識形態もそれに應じて上より下への浸潤が行われるという身分社會の一般的法則[11]」が妥當していた情勢にあつたといえるのであるが、このような情況において、以上のような內容を含んだ政治的自由の主張と要求を提起しえたことは、實に「劃期的」な試みであり、それに參畫したロテック、ヴェルケルをはじめスタッフの存在は重要視さるべきであろう。

ロテックは、このStaats-Lexikonの內容のうち、Konstitution, Demokratisches Prinzip, Freiheit, Gemeinde, Gesellschatrecht, Gleichheit, Naturrecht等の項目について解說を行い、自己の見解を披瀝している。さらにロテックには「Ueber Stehende Heere und Nationalmiliz Freiburg, 1816」の著述があり、國防に關する思想が表明されているが、この「國防思想」に關しては、いずれ稿を改めて考察してみたいと思う。

（1）Heinrich von Treitschke; F. C. Dahlmann, in: Historische und politische Aufsätze, Leipzig, 1867, S. 410.
Wilhelm Mommsen; Stein, Ranke, Bismarck, Ein Beitrag zur politischen und sozialen Bewegung des 19. Jahrhunderts, München, 1954, S. 291 において、「Wie menschlich und politisch Verschiedene Typen sind denn auch Rotteck und Dahlmann,……」と述べ、ロテックとダールマンの政治的人間像の相違を指摘している。

（2）法學研究第二十八卷第四號所載。

(3) Friedrich Meinecke; Weltbürgertum und Nationalstaat, München und Berlin, 1922, S. 15.

(4) 所謂「國家と社會の分離」が一般的に不可能であつた後進國家ドイツにおいては、ナショナリズムとリベラリズムの運動が inside におけるものとして展開しえず、ヒエラルヒー内部の運動原理とならなかつた。すなわち、異邦支配からの内部支配階級の解放という結果を生じたのである。G・ルカーチはその著「Die Zerstörung der Vernunft, Aufbau-Verlag Berlin, 1954」において、「解放戰爭の政治的軍事的指導者たちのイデオロギーは同じように矛盾に滿ちていた。彼らはプロイセン蹶起の中途でオーストリアおよびロシアと同盟し、それでフランスの束縛からみずからを解放し、ドイツ國民を形成しようと努めたのである。シュタイン、シャルンホルスト、グナイゼナウはフランス革命の社會的・軍事的成果を導入しようとしたが、それはそのような基礎の上で組織された軍隊のみがナポレオンと戰うことができるということを彼らがはつきり見てとつたからであつた。したがつて彼らはこの成果を革命なしに手に入れようとしたばかりでなく、いつも變らぬ妥協によつてプロイセンを――もちろん彼らによつて變革されたプロイセンを――封建的殘滓ないしこの殘滓を經濟的・イデオロギー的に代表していた階級に適合させようとした。現存するドイツの後進性へのこの必要に迫られた適合、同時に加擔者によつてイデオロギー的に飾られたこの適合の結果現われたものは、一方では、國民的な解放と國民的統一への憧れが彼らにおいて往往偏狹な排外主義や盲目的で固陋なフランス憎惡へと變じてしまうこと、その憧れが運動に加わつた大衆においても、何らの實際自由なイデオロギーを生みださないということであつた。」(邦譯は「思想」一九五五年第三號一〇五頁に據る)とのべている。

(5) E. Mehring; Geschichte und deutschen Sozialdemokratie. 米田幸雄譯第一卷六三頁。

(6) G. P. Gooch; History and Historians in the Nineteenth Century, London, 1913, p. 104.

Heinrich Heffter; Die Deutsche Selbstverwaltung in 19. Jahrhundert, 1950, S. 165 において、「ドイツ啓蒙思想の精神と、西歐的、就中フランス的立憲政治の影響は、バーデン地方において、最も廣範に實現し、その最も強い表現は、ロテックの理論において發現した」と述べいる。

(7) 廣實源太郎「獨逸自由主義の性格」西洋史學Ⅳ一九五〇年版所收。當論稿において、廣實氏も「バーデンでは一八四二年二月、議會が解散されてベック(Bekk)を首班とする自由主義内閣が成立している。この事件は獨逸自由主義史上においても重要な意味をもつている。即ちこの時初めて自由派と共和派が明確に分離しているのである。前者はマッテイ(K. Mathy)、ヴェルカー(K. Welcker)、バッサーマン(T. Bassermann)が指導し、ブルジョア層に支持されたのに反し、後者はプチブル以下の階級に根を下し、ヘッカー(Hecker)、ロテック(Rotteck)、シュトルヴェ(Struve)、イッシュタイン(Itsstein)に指導され、世界市民的コスモポリタニズムの線に沿い、更には共和主義、社會主義に導れていつたのである。」と述べられている。

(8) この著述は、カール・フォン・ロテックとカール・テオドール・ヴェルケルによつて編纂されたものである。F. Federici: Der Deutsche Liberalismus, Zürich, 1946, S. 172 において、「この著作は、一八三四年から四八年までに一五冊にまとまり、一八四五年から四六年までに第二版を出版し、一八五五年から五六年までに第三版を公刊した。この著述の當初の試みは、歴史學派のフリードリッヒ・リストによつて提起され、ロテックとヴェルケルとが編纂した。」ものであることを述べている。

(9) M. Stimming; Deutsche Verfassungsgeschichte vom Anfange des 19. Jahrhunderts bis zur Gegenwart, Leipzig und Berlin, 1920, S. 48.

(10) M. Stimming; a.a.O., S.S. 48-49.

(11) 丸山眞男著「日本政治思想史研究」一〇—一一頁參照。

丸山教授は特に我國の封建社會の社會關係を規定するため、Hans Fryer; Soziologie Als Wirklichkeitswissenschaft, 1930 を引例して論考されているのであるが、このような一般的法則は、後進國家ドイツの、特に三月革命以前においても妥當すると思われる。

二、ロテックの生涯

保守的思潮の濃霧に閉ざされていたウィーン體制下において、一八三二年六月、バーデンの自由主義者の集會で「自由なき統一よりも、むしろ統一なき自由を熱望する」(Ich will lieber Freiheit ohne Einheit als Einheit ohne Freiheit) と旗施鮮明に時代思潮にレジスタンスしえたロテックは、フランス革命の勃發する約一四年前、すなわち一七七五年にバーデン地方において、フランス人を母として生誕し、四八年革命の生起する八年前の一八四〇年に歿している。

その生涯において、幼少の頃フランスにおける市民革命の推移と、そのドイツにおける影響を經驗し、早くからフランス市民革命の思想に同化し、ルソーに自己の先達を見出していた。青年時代に神聖ローマ帝國の崩壞とナポレオンの Fremdherrschaft の影響をうけ、ドイツにおける「市民革命」としての「四八年三月革命 (März-Revolution)」の展開をみることなく、その生涯を閉じたのである。

一七九八年には、二十三歳の若さで、フライブルグ大學の歴史學教授となり、その後一八一八年以降は、同大學の「自然法」の講座も擔當したのである。歴史學に關する講義は、一八一二年その初版を出版した「Allgemeine Geschichte, 9 Bd. 1812-27」の基礎となつたものである。G・P・グーチによれば「ロテックは、彼の職を演壇、說教壇として利用した」[1]のであるといい、講義と共に、自己の世界觀の普及に努力したのである。

この「世界史（Allgemeine Geschichte）」について、グーチは「序言の卒直な言葉によれば、それはプロパガンダとして着手されたものであつた。その目的は單に心を富ますだけでなく、意志を強め、青年の性格を訓練することであつた」[2]といい、さらにロテックの「我が高貴なる若き友人たちよ。私は古きものの輝かしい性質に對する愛と尊敬を覺醒させ、正義、自由、祖國に對する愛情を燃え立たすために、過去の偉大な教訓、高邁な像を諸君に示したいと思う。」という「世界史」の序言を引例して、「彼のアレクサンダーへの攻擊、世界の自由を抑壓したことに對するローマへの痛罵、あらゆる種類の專制主義への痛擊は、セーヌ河畔の皇帝を目標としたものであり、又そうであることがよく理解された。」[3]といつている。さらにロテックのこの著作は、「立憲的自由のための戰を鼓舞するのに以前に劣らず必要とされた。教皇廳の禁書目錄にのせられ、オーストリアでは禁止されたけれども、それは全ドイツを通じて自由に流布せしめられ、英語、フランス語、イタリア語、デンマーク語、ポーランド語に飜譯されて、ある程度自由ヨーロッパの聖書となつた。……學識と文體に共に缺けるところがあるが、自由を渴望していた時代が、その要求を固持する勇氣を本書の中に見出したことが、その魅力の原因であつた。」[4]と評している。

ロテックは、グーチの述べているように、フライブルグ大學で歴史學、自然法の講義をする傍ら、一八一九年にはフライブルグ大學選出の代議士として、バーデンにおける第一議院に選出されている。そこで彼は、小作農稅改正のために自由主義者として闘い、一八三一年には、第二議院の反對黨の黨員として選出され、彼を教職から追放し、彼の關係していた「Der

Freisinnige」を發禁にし、さらには彼が主催していた「Allgemeinen Politischen Annalen」の要職から追放してしまつた反動派に對する敵對者として活躍したのである。(5)

フリードリッヒ・ゼルは「南ドイツ地方の社會情勢に適應した自由主義の指導者であり、さらに、その精神的父とも稱しうるのはカール・フォン・ロテックである。彼は西南ドイツの全地域にわたつて著名であり、特にロテックの出生地ブライスガウでは非常な人氣があつた。自由の理念實現のための鬪いに、彼に味方したのはカール・テオドール・ヴェルケルであつた。ロテックは、頗る卓越して聰明であり、ヴェルケルは短氣で、猪突的な性格であつたが、兩者ともその信念は篤實であり、義務觀念が深かつた。……兩者ともその政治的立場のため官職を剝脫され、ヴェルケルは二度もその難を受けた。ロテックとヴェルケルの兩者は、一八四八年革命まで持續されるべきであつたところの、ドイツ自由主義の指導的役割に參畫した。

何人と雖も、彼ら以上に新局面を開きうる指導的役割を果したものはいなかつた。

特にロテックは、大學教授であつたのであるが、その活動領域は講壇や議會を越えて、さらに外部の社會にまでその思想的影響を及ぼしたのである。ロテックは確に自由主義の他に比肩をゆるさない政治的指導者と考えられるし、四八年革命前の自由主義的市民の教育者であつたともいえるのである。これらのことは、今日再び取上げて問題視するに値する。(6)」とロテックの現代的意義にまで論及している。

(1) G. P. Gooch; History and Historians in the Nineteenth Century, 1913, p.p. 104-105.
(2) Ibid., p. 105.
(3) Ibid., p. 105.
(4) Ibid., p. 105.
(5) F. Federici; a.a.O., S. 67.

Ludwig Bergsträsser; Geschichte der politischen Parteien in Deutschland, München, 1952, S. 33.

(6) F. C. Sell; Die Tragödie des deutschen Liberalismus, Stuttgart, 1953, S.S. 120-121.

三、ロテックの立憲思想

ロテックは、その「立憲論」の冒頭において、「北米合衆國、ヨーロッパ諸國において、フランス市民革命以降、理論的には完全に、實際運營上は殆んど完全に近く形成されてきた立憲體制は、純粋に理性的な國法の組織體制（System eines rein vernünftigen Staatsrechtes）と合致し、歴史的には存在している社會諸關係に適應したものである。」と述べ、立憲制度の意義を高く評價している。そして國家權力について「所有權に據るところの權力、直接的に天から生じた權力（いわゆる帝王神權說を意味する——筆者註）、家父長權的權力、その他これに類似の權力、換言すれば、社會契約以外の名稱に淵源する權力」のいずれも、國家權力の正當性を具有したものではないといい、その國家權力が、「被統治者との秩序ある交互作用によつて、眞正の全體意思の支配が、最大限可能に確實に實現されるように制限」されるべきであり、そのためには、「地方、或いは國民代表（Lands-oder Volkesrepräsentation）と、樹立された政府權力との間に、權力の分配を行い、あるいは行政權力と、抵抗權力との關係を存立させて、眞に思慮あり、且つ徹底した全體意思の支配を保證し、個人意思の支配や、外觀のみの全體意思の支配を停止するようにしなければならない。」と述べる。さらにロテックは、權力分立の具體的要請として「租稅認可權（Steuerverwilligungsrecht）を含めて、立法權の大部分を國民代表に讓渡或いは、委任し、又これに對應して、行政權を樹立された政府に讓渡或いは、委任するのであるが、その際結果として現れた事項に關しては、政府と國會の兩者で責任分擔すべきである。」という。この行政、立法の二權の歸屬とともに、「すべての權力の所有者とは獨立して、具體的事例について問題となり、疑義ある權利を裁判する權限、すなわち、現行法規に照應して、正、不正を決定す

るために、又その權限は何を管理し、執行すべきかについて、純學問的に、或は公平な判斷力を持つた見解を述べる權限が成立しなければならないのであり、そのために信頼しうべき裁判所を設立すべきである。」と、司法權の獨立に言及する。

さらに「國民代表の公正、並びに國民代表選出の目的に合致する政府の方針を維持するためには、各個人に公事を周知させ、公事の管理狀況について、自由に意見を表明させ、且つ批判させなければならない。理性的な全體意思とほぼ同程度に重要な意義のある輿論を、自由に發展させ、表明させなければならない。そして、それについて意見を述べる權限のある事實は隱蔽せず、歪曲せずに公知されなければならない。政府の決議と、國會あるいは、國民代表の審議との公開、さらに出版の自由の二つは、憲法の本質的問題である。」と、公開性、出版の自由を強調する。

立憲體制の基本原則を提示したロテックは、さらに、社會契約論、全體意思についてその論を展開する。すなわち、「もしも國家が、正當な狀態、すなわち、單に事實上の權力のみに立脚しない狀態になろうとするならば、或る社會契約（原初的なものであろうと、中途からのものであろうと、或いは又暗默の裡に締約されたものであろうと）を認めることが絶對不可缺な前提である。帝王神權說などは、神話的且つ時代錯誤なものであつて、正統派の人々がいかに主張しようとも、成年に到達した國民の理性に受け容れることのできない理念である。社會契約のみが國家に法的基礎と意義を附與するものである。

國家における法律關係にとつて、合理的な規則は、自然法的、社會法からのみ派生してくるのである。立憲體制は、這般の事柄を認めているので、明らかに合理的な社會法則に準じて形成され、その社會法則によつて規整される國家の理念を實現することを自らの課題とするのである」と、社會契約理論と立憲體制の不可分性を指摘し、「正統派の人々、すなわち、或いは神話的であり、或いは卑屈な絶對主義者たちは、かくのごとき立憲的理念を『實際的な見識を有する人々が、敢えて採用しない單なる空想、空理空論である。』とするが、然し彼らは、このような立憲的理念が、歷史上すでに幾度か實際上制度化されていることを否認するか、忘却している。諸々の共和政體を考慮するまでもなく、數多くの君主國家において、

この法律と、社會契約が、公正、且つ莊嚴に存在し、締約されているのを吾々は知つている。」といい、ロテックは、イギリスにおける王位繼承の實例、フランスの王室問題を引例して、保守派の思想を批判している。さらに續けて、「各社會の精神は、社會のうちに躍動する全體意思であるとともに、最も可能に純粹な全體意思を表明することにあるから、立憲體制の本質的な方向は、國家社會の全體意思を表明させるための機關を設置することである。」として、國民議會の必要を說く。すなわち、「封建的階層、或いは身分（Feudalstände）には、何んら合法的な法的根據もない。それは純粹に實際的、歷史的制度であつて、政治的意識の覺醒した國民の、知性や要請とは正反對のものである。

封建的身分は、中世紀の野蠻的風習から生じ、法律を無視して維持せられ、更に良い知識が芽生えても、事實上存續した制度であつて、これが崩壞したことは、フランス革命の善事の一つであつて、革命の諸々の弊害も、このことに依つて帳消しにせられてもしかるべきである。自由なる選擧によつて生誕する議會を通じて活動する全國民の代表という理念は、極めて近代の產物である。この代表のみが眞の全體意思の理念を實現させ、專制國家、權力國家を止揚して法治國家を創造するに適した制度である。統治者の個人的意向によつて恣意的になしえず、政治的意識の覺醒した國民の全體意思が決するものである。

統治者は、如何に彼らが公明正大な見解を持つていても、多くの偏見に捉れるのみでなく、或いは不誠實、或いは不純になり、すなわち、公共の福祉の代りに個人目的をも追求しかねなくなる。國民を個人の個人的判斷、および性格の氣まぐれに任せるべきでないとするならば、國民にその主義、欲望、要求、意思を自由に表明させなければならない。

國民に、本來信賴するに足る發表機關を與えなければならない。このような機關は、國民全體の自由選擧による以外には設置する方法はない。」と述べ、身分的階統性を攻擊し、自由なる選擧制度設置の必要について自己の見解を展開している。これらの諸問題の前提にたつてロテックは、國家權力の問題にその議論を展開する。「國家權力の單一性は、その權力を相

互に規整しあう所有者に分配するように要求しても、侵害されるものではない。憲法の根本原則は、全體意思の支配の可能性を最大限に發揮することである。政府の討議、國民議會の議事、その他公事に關する全てのことを祕密にしようとすることは、この原則に著しく反する行爲である。憲法は言葉の最も廣い意味において公開性を要求している。

……憲法の要求のうちで、公開性ほど決定的、且つ絶對的なものはない。この公開の要求と、出版の自由の要求とは密接不可分な關係にある。……獨裁主義が出版の自由に對して鬪う場合は、徹底的な行動をする。それは『出版の自由』と『絶對主義』は相互に調和しえないからである。一を望み、許すものは、他を諦めなければならない。又他を望むものは、一を殺さねばならない。Vita Conradini mors Caroli; mors Conradini vita Caroli である。出版の自由なくしては、國會の定めた憲法は、空虛な音響であり、嘲笑すべき瞞著であるにすぎない。」といい、さらに君主制と民主制について、「名稱および外見上において對立する兩制度、すなわち Monarchie と Demokratie は、立憲體制の上において賢明な操作をするならば、相互に一致すること、或いは又重要でない僅かな差異が生ずるにすぎない一點、あるいは一線が畫されるであろう。君主と共和國大統領とを同程度に對置させることによって、君主の尊嚴を奪い、君主主義を侵害しようとするものではない。その神聖性、無答責性、さらには世襲性や君主の保有する榮光や富によって、君主のためには充分に特權が殘されている。吾々は、吾々の理論によって、君主から『憲法が君主に要求し、或いは委任したもの』を奪おうとするのではなくして、立憲制度上の君主の權力に類似した權力を、民主主義的共和國の最高統治者に附與しようとするものである。すなわち、われわれの教義は、大統領に何物かを與えるのであって、君主から何一つ奪うものではない。」と述べている。以上がロテックの「立憲論」の大意であり、可能な限り原文に忠實に譯出し、その趣旨を提示したのであるが、次に、このロテックの「政治思想」を、三月革命前期の背景において考察してみたい。

四、三月革命前期（Vormärz）とロテックの政治思想

三月革命前期（Vormärz）の史的背景[1]、社會情勢において、支配的イデオロギーは、概ね保守主義であつたといえよう。この時期のドイツでは、國民的統一國家の生誕を主たる民族的課題としたため、自由主義的動向は、その大勢においてNationalisierungし、その理論の純粹性を喪失したのである。

アダム・ミュラーが「フランス革命の凡ゆる不幸な誤解は、個人が現實的に社會の結合から解放されて、彼らにとつて好ましくないものを、外部から破壞し、崩壞しうると考えた妄想のうちに存在しているのではないか？　多くの啓蒙學者らが、恰も彼らがあらゆる時代の先端に立ち、國家が今や始めて建設されるべきであるものの如く考え、或いは又彼らが凡ゆる時代の最後にあつて、あらゆる先例が廢止されなければならないかのごとく考えはしなかつたであろうか？　そして國家をもつて、種々の不都合を除外するための便利な發明物、共同の福祉のための單なる施設、人爲的手段、緊急の際には、それなしでも人々が生活しうるところの安全保險とみなす徹底的に誤まつた政治觀念は何處からでてくるのであろうか？」と、一八世紀的啓蒙思想、ひいては自然法的社會契約說を攻擊し、「國家は人間的要件の總體であり、その生ける全體への結合である[2]」という、いわゆる「有機體的國家觀」が三月革命前期における政治思潮の主勢をなしていたのであり、その故に、ゲッチンゲン大學七教授事件にも連坐し、北ドイツ地方の自由主義運動のイデオローグとして活躍したダールマンですら、「一七九一年のフランス憲法や、近時のスペイン國會が、國王の權限を制限しようとして決定した事柄は、國家にとつては紛糾の原因となり、政府の力を破壞し、道德的には永續しえないものである[3]。」というような思想を披瀝したのである。A・ミュラーのみでなく、K・ハラー、F・シュタール等のいわゆる「歷史法學派」に屬する精神的主潮の渦中において、或いは又、メッテルニッヒ體制を集中的表現とする反動政治權力に抵抗し、「余は、自由を伴わないような統一を欲しない。余

は自由のない政治的統一よりも、統一のない自由の方をより愛する。余はプロイセンやオーストリアの鷲の翼のもとにおける統一を全く否定する。」[4] と主張したロテックは、F・ゼルの指摘するように、ドイツにおける自由主義運動の理論的、實踐的指導者であり、その存在は、再び忘却の彼方からひきもどされて、ドイツ近代化途上におけるその意義と、後進國家ドイツにおける現代的意義を再檢討されるべきであろう。前節においてロテックの「立憲論」の大要を提示してあるので、それを參照しつつ、その政治思想の一端に解釋を加え、三月前期における位置づけを試みてみる。

「國家の法組織は、社會契約に底礎して始めて合理的存在となる」のであり、さらに、「各社會の精神は、全體意思なのであり、この全體意思のみに政府の形態を確立し、その具現を決定する權限が附與されている」のであるから、「國民代表制」を確立すべきである。國民代表制は「全體意思の理念を實現させ、專制國家、權力國家を止揚して、法治國家を創造するに適した制度である。」といい、「公開性ほど憲法の基本原則で必要且つ決定的なものはなく、出版の自由と密接不可分の關係にあり、出版の自由なくしては、國會の定めた憲法は、空虛な音響であり、嘲笑すべき瞞著であるにすぎない。」といつているのであるが、この社會契約、全體意思、國民代表、出版の自由等の一連の思想は、「カントの理性法とフランス的自由の理念に據つて、峻嚴に歷史法學派と對立」[5] しているといえよう。

ロテックは「立憲論」の劈頭に述べているようにアメリカ合衆國の政治體制に滿腔の讃意を惜しまない。「アメリカにおいては、國家の安全、市民の自由、權威の尊重を保持するために、祕密警察の存在、出版の制限、人格自由の抑壓、海外封鎖、恐怖政策の必要は全くないのである。」[6] といつており、「自然法的自由權は、共和主義的政治形態において最善に保證せられるのである。」し、さらに「自由主義的政治體制は、地方公共團體に廣汎な獨立性、自治權が認められなければならず、地方公共團體も、國家のために存在意義があるのではなくして、國家が地方公共團體のために存在するのである。國家とは地方公共團體の結合にすぎないのであつて、國家は地方自治權を奪いとることはできないのである。」[7] と、アメリカ合衆國

を實例として主張する。

然しながら、このような自然法的自由主義思想を表明するロテックも、「君主政治とデモクラシーは、憲法政治上において賢明な操作をなすならば、相互に一致すること、……君主と共和政權擔當者とを同程度に對立させることによつて、君主の尊嚴を奪い、あるいは君主主義を侵害しようとするものではない。」とか、「吾々の理論は、大統領に何物かを與えるのであつて、君主から何一つ奪うものではない。」と述べているが、ロテックの自由主義的立憲思想も、いわゆる立憲君主體制をその目標としたものであり、專制君主政體に相對立する意味での立憲思想であるといえよう。三月前期の同じ自由主義思想家ダールマンと比較してみても、ロテックの思想はより進步的であり、ラディカルなものであつたといえるが、君主主權の存在を肯定し、モナーキーと、デモクラシーの妥協の可能性を強調するロテックも、いわゆる「ドイツ的限界性」に拘束されているともいえよう。

然し、「個人と國民の神聖なる權利の侵害は、破壞的な野蠻な妖怪變化よりも、さらに言語同斷な怖るべきことなのである。[8]」と、基本的人權の尊重を唱道したロテックの思想は、「廣く市民社會に浸潤し、豐饒なる地盤に遭遇して、政治的自由主義のために道を切り開いた[9]」のであり、さらには「J・C・ブルンチュリに深甚な影響を與え、ブルンチュリは、ロテックよりも一層國民社會に浸透するように自由主義學說を形成し、ロテックよりも廣範に普及しえたのである。……主としてロテックおよびブルンチュリによつて、ドイツ一九世紀の自由主義的政黨のための精神的武器は用意された。[10]」のであつたのである。

いわゆる「急進派」の中心であつたロテック、および彼に同調する一連の思想家も、ドイツ的限界性と停滯性に拘束され、それに加えて、國民主權論に對して否定の意を揭げる「多數派」（ダールマン、マッテイ、ハンゼマン、ゲルヴィヌス等）の攻勢によつて挫折しつつ、三月革命に突入し、革命を頂點として、「多數派」と「急進派」の分離は決定的な終局に至り、

前者は保守主義と妥協し、後者は、三月革命當時から擡頭しつつあつた社會主義思潮に吸引されていつたのである。

然し、それは兎も角として、三月前期におけるカール・フォン・ロテックの存在は、ドイツ近代化途上における特記すべき存在であり、F・ゼルも指摘するように「忘れられたる思想家」の列傳の中からひきだし「現代的意義ある思想家」として再認識し、その存在意義を取り上げることも敢えて徒勞ではないと思われる。

(1) 三月革命前期（Vormärz）の史的背景については、法學研究第二十八卷第四號所收の拙稿において、その概略をのべてみた。

(2) Adam Müller; Die Elemente der Staatskunst, 1809 (Die Herdflamme. herausgegeben von Othomar Spann, Bd. I, 1922), S.S. 26-49.

(3) F. C. Dahlmann: Ein Wort über Verfassung. mit einer Einleitung von Rudolf Geschey, Leipzig, 1919, S. 20.

(4) C. von Rottecks Gesammelte und nachgelassene Schriften, 1841-43. S. 399 in: F. Sell; Die Tragödie des deutschen Liberalismus, S. 125.

(5) Heinrich Heffter; Die deutsche Selbstverwaltung in 19. Jahrhundert, 1950, S. 165.
さらに、Heinrich Ritter von Srbik; Deutsche Einheit, Idee und Wirklichkeit von Heiligen-Reichbis Königgrätz Bd. I, 3 Aufl., 1940, S. 238. 參照。

(6) F. Sell; a.a.O., S. 123.

(7) Kurt Sternberg; Die politischen Theorien in ihrer geschichtlichen Entwicklung vom Altertum bis Gegenwart, Berlin, 1922, S. 123.

(8) F. Sell; a.a.O., S. 121.

(9) K. Sternberg; a.a.O., S.S. 123-124.

(10) K. Sternberg; a.a.O., S. 124.